

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	町税等収納・滞納整理に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本町は、町税等収納・滞納整理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

茨城町長

公表日

令和3年9月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	町税等収納・滞納整理に関する事務
②事務の概要	地方税法等に基づき、軽自動車税、個人住民税、固定資産税、法人町民税、国民健康保険税の収納・滞納整理に関する事務を行っている。 ①金融機関等窓口、口座振替、コンビニエンスストア、特別徴収等による納付データを管理する。 ②各税の消込処理を行い、過誤納・未納処理を行う。 ③納期限を過ぎても未納の場合は、督促状・催告書を発行する。 ④滞納者に対しては、地方税法に基づく財産・実態等調査を行う。 ⑤滞納者に対しては、催告を行いながら、納税相談・分納誓約・納税緩和等の措置を行う。 ⑥納期限後納付に対し、地方税法に基づく延滞金を賦課、徴収する。 ⑦滞納者に対しては、地方税法に基づく差押・交付要求等の滞納処分及び滞納処分の執行停止・不納欠損処理を行う。
③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム、バックアップシステム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
1. 収納情報ファイル 2. 滞納情報ファイル 3. 口座情報ファイル 4. 宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表第一16の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第16条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号、別表第二27の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令第20条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	総務部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 029-292-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	総務部税務課 茨城県東茨城郡茨城町小堤1080番地 029-292-1111

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月31日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月31日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [<input type="radio"/>] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [<input type="checkbox"/>] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [<input type="checkbox"/>] 接続しない(入手) [<input type="checkbox"/>] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [<input type="checkbox"/>] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月31日	I-5. 評価実施機関における担当部署①部署	総務企画部収納対策課	総務部税務課	事後	
平成29年3月31日	I-6. 評価実施機関における担当部署②所属長	収納対策課長	税務課長	事後	
平成29年3月31日	I-7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	総務企画部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 電話 029-292-1111	総務部総務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 電話 029-292-1111	事後	
平成29年3月31日	I-8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ連絡先	総務企画部収納対策課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 電話 02-292-1111	総務部税務課 茨城県東茨城郡茨城町大字小堤1080番地 電話 029-292-1111	事後	
平成30年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成28年12月31日 時点	平成30年3月16日 時点	事後	
平成30年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成28年12月31日 時点	平成30年3月16日 時点	事後	
平成31年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月16日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
平成31年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年3月16日 時点	平成30年12月31日 時点	事後	
平成31年3月31日	IV リスク対策	記載なし	新規記載	事後	様式変更に伴う修正
平成31年3月31日	I-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、固定資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム、バックアップシステム、中間サーバー	収納管理システム、滞納管理システム、口座管理システム、宛名管理システム、資産税システム、軽自動車税システム、個人住民税システム、国民健康保険システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム、バックアップシステム、中間サーバー	事後	
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和1年12月31日 時点	事後	
令和2年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	平成30年12月31日 時点	令和1年12月31日 時点	事後	
令和3年3月31日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつの時点の計数か	令和1年12月31日 時点	令和2年12月31日 時点	事後	
令和3年3月31日	IIしきい値判断項目 2.取扱者数 いつの時点の計数か	令和1年12月31日 時点	令和2年12月31日 時点	事後	
令和3年9月1日	4. ②法令上の根拠	番号法第19条第7号、別表第二27の項	番号法第19条第8号、別表第二27の項	事後	